

項番	審査項目		提案依頼事項	審査基準	配点
1	事業目的の理解	目的達成のための考え方について	貴社への業務委託により事業目的を達成できること、また、事業目的の達成のために、重視すべきポイントを記載すること。	本事業の目的を理解し、事業目的を達成するために重視すべきポイントが適切に示されているか。	10
2	事業内容	事業の企画、構成（イベント実施内容の提案）	イベントにおける実施内容を提案し、その概要を記載すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未来に希望や期待をもつことができ、ワクワクするような内容であるか。</li> <li>・最新のデジタル技術に関する理解の促進につながる内容であるか。</li> <li>・実施を必須としている内容は含まれているか。</li> <li>・県民が関心を寄せる内容であるか。</li> </ul>	30
		事業の企画、構成（集客等の提案）	仕様書に記載する来場者ターゲットに周知するための方法を提案し、その概要を記載すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来場者ターゲットに対し、本イベントを広く周知することのできる提案であるか。</li> <li>・多くの県民に会場いただくために、効果的な提案であるか。</li> </ul>	15
		事業の詳細	事業の詳細（イベント当日までの工程スケジュール、イベント当日のタイムスケジュール、各内容の進め方等）を記載すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切なスケジュールが記載されているか。</li> <li>・各内容の進め方は妥当であるか。</li> </ul>	10
3	実施体制	実施体制の妥当性	委託業務の実施・運営体制を記載すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務遂行に当たり、支障のない体制であるか。</li> </ul>	10
4	実施適正	類似業務の受託実績	過去に受託した同種及び類似業務の実績について記載すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務遂行に当たり、有益な知見、ノウハウを有しているか。</li> </ul>	10
5	費用対効果	見積書	見積金額及び費用内訳を記載すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積金額及び費用内訳は明確か。</li> <li>・見積金額は低廉か。</li> </ul>	5
6	その他	女性の活躍推進	女性の活躍推進に関する取組について、県が示す書類を提出すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下記、「○女性の活躍推進による配点表」を参照すること。</li> </ul>	5
7	その他	賃金水準の向上	賃金水準の向上に関する取組について、県が示す書類を提出すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下記、「○賃金水準の向上による配点表」を参照すること。</li> </ul>	5
合計					100

○女性の活躍推進による配点表

一般事業主 行動計画の 策定・届出	従業員数100人以下 の企業	女活法 ※2	各0.25	最大 0.5
		次世代法 ※2		
えるぼし チャレンジ 企業認定 ※1			1	最大 3
法令に基づく 認定	女活法 ※2	えるぼし	1.5	
		プラチナえるぼし	2	
	次世代法 ※2	くるみん	1.5	
		プラチナくるみん	2	
若者雇用促進法 ※2	ユースエール	0.5		
秋田県知事 表彰の受賞	女性の活躍推進企業表彰		各0.5	最大 1
	子ども・子育て支援知事表彰			
	男女共同参画社会づくり表彰			

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から県が新たに認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。

※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

○賃金水準の向上による配点表

給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率	1.5%以上増加	3	最大 5
	2.0%以上増加	4	
	3.0%以上増加	5	

※提出書類及び確認方法は次のとおり。

算出方法	区分	提出書類	
		税務申告に基づく場合	県域で一つの事業者とする場合
給与等受給者一人当たりの平均給与額	役員及び従業員が対象	ア 給与所得の厳正徴収票等の法定調書合計表	イ 税理士または公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類
	役員を除く従業員が対象	ウ 税理士または公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類	エ 税理士または公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類

ア 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」における区分「A俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄に記載の金額を「人員」欄に記載の人数で除した金額により比較する。

イ 秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者としてアに準じて、給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。

ウ 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」における区分「A俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」から役員報酬を除き、また、「人員」から役員を除いた人数で除した金額により比較する。

エ 秋田県内にある支店、営業所等を圏域で一つの事業者としてウに準じて、役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。